

## 太田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（高等専門学校の第3学年を修了していない場合等を含む。）ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）又はひとり親家庭の児童（法第6条に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。）が高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指し合格対策講座を受講する場合において、その受講費用の負担軽減を図るために支給する太田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（以下「給付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、太田市に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。
  - (2) 給付金の支給を受けようとする者の職業経験、就学経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
  - (3) 過去に給付金の支給を受けていないこと（受講者が異なる場合を除く。）。
  - (4) 高等学校卒業者、大学入学試験検定合格者、高卒認定試験合格者等の既に大学入学資格を取得している者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる者に対しては、給付金は、支給しない。

### (対象講座)

第3条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって市長が適当と認めたものとする。

### (給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
- (2) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内

に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金

(支給額)

第5条 給付金の支給額は、次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の4割に相当する額。ただし、その4割に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の2割に相当する額。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

2 前項各号の規定により算定した支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者(以下「受給希望者」という。)は、受講しようとする講座及び受講後の就業等について、事前に市長へ相談するものとする。

(講座の指定申請)

第7条 受給希望者は、受講する対象講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)に次の書類を添付してこれを市長に提出し、あらかじめその指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(2) 受給希望者及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 受給希望者に係る児童扶養手当の証書の写し(児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は受給希望者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。)

(3) 受給希望者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に

該当する者をいう。以下同じ。) であるときは、当該受給希望者の子の戸籍謄本及び当該受給希望者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(講座の指定)

第8条 市長は、指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)又はひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請却下通知書(様式第3号)により当該受給希望者に通知するものとする。

(指定取消しの申請)

第9条 受給希望者は、前条に規定する指定通知書の受理後に受給資格者でなくなったときは、速やかに、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取消申請書(様式第4号。以下「指定取消申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(指定の取消し)

第10条 市長は、受給希望者から指定取消申請書の提出を受けたとき、又は受給希望者が受給資格者でなくなったことを確認したときは、当該対象講座の指定を取り消し、その旨をひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取消通知書(様式第5号)により当該受給希望者に通知するものとする。

(受講修了時給付金の申請)

第11条 受給希望者は、受講修了時給付金の支給を申請するときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式第6号。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、該当書類の添付を省略することができる。

- (1) 受給希望者及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) 受給希望者に係る児童扶養手当の証書の写し(児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書
- (3) 受給希望者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該受給希望者の子の戸籍謄本及び当該受給希望者と生計を一にする子の前年の所得の額(1

月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(4) 指定通知書

(5) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する証明書

(6) 受講施設の長が発行した受講者本人の支払った経費に係る領収書

2 前項の規定による申請は、対象講座の受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(合格時給付金の申請)

第12条 受給希望者は、合格時給付金の支給を申請するときは、支給申請書に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、該当書類の添付を省略することができる。

(1) 受給希望者及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 受給希望者に係る児童扶養手当の証書の写し又は受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

(3) 受給希望者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該受給希望者の子の戸籍謄本及び当該受給希望者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(4) 指定通知書

(5) 文部科学省が発行した合格証書の写し

2 前項の規定による申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(給付金の支給決定等)

第13条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給を決定したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、速やかに当該給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第14条 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者は、当該給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。